

今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて とりまとめ案

1. はじめに（職業実践専門課程制度の経緯、趣旨）

- ・ 職業実践専門課程は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定する制度として平成25年度に創設された。
- ・ 職業教育を実践する上で最も重要な観点企業が企業等との連携であることから、職業実践専門課程の認定に当たっては、企業等との連携に関する種々の要件¹が求められているところ、現在では全体の約4割²の学校・学科において認定を受けている状況である。
- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年中央教育審議会答申）においては、「職業実践専門課程」では、学校関係者評価や、情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。」とされている。
- ・ 同答申において、「何を教えたか」から「何を学び、身に付けることができたのか」という「学修者本位の教育の実現」が求められているが、職業実践専門課程においては、社会・産業のニーズを踏まえつつ、企業等と連携した実践的な教育が提供されることから、認定学科の学生・生徒の教育内容に対する満足度は高く、卒業後のキャリア形成も見据えた社会が真に必要とする人材養成機能も担っていることから「学修者本位の教育」にも寄与しているものである。
- ・ また、令和4年度から、職業実践専門課程認定校への都道府県による補助に対して、特別交付税による地方財政措置がなされることから、職業教育のマネジメントも含め更なる職業実践専門課程の充実が期待される。
- ・ 更に、職業実践専門課程の充実を図るとともに、専門学校における職業教育の質向上を実現するためには、関連分野の業界・企業等と組織的な連携体制を構築し、学校が有する様々な教育資源を効果的・効率的に活用するとともに、PDCAサイクルを確立させながら、「職業教育のマネジメント」を行うことが重要である。
- ・ 専門学校は、社会・産業のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開していることから、地域に必要な高等教育機関として信頼性の向上が不可欠である。職業実践専門課程を質的・量的にも充実し、その成果を普及させていくことにより、専門学校に対する社会の信頼向上にもつなげていく必要がある。

2. 職業実践専門課程の効果と課題

- ・ 職業実践専門課程においては、教育課程の組織的・定期的な見直しにより、業界の動向・人材ニーズを踏まえたカリキュラム編成や、既存の授業内容・授業方法が改善されるとともに、企業等と

¹ ①修業年限が2年以上、②企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成、③企業等と連携して、演習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）を実施、④総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上、⑤企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施、⑥企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

² 認定数 1,084校（全専門学校数に対する割合 39.4%） 3,154学科（修業年限2年以上の全学科数に占める割合 44.2%）【令和4年3月時点】

連携した実践的な教育が実施されることにより、実習・演習等の質が充実し、教育内容に対する学生・生徒の満足度向上につながっている。

- ・ また、企業等と連携して教員に対する研修が実施されることから、就職先となりうる業界において求められる知識や技術について、教職員の理解や指導力の向上につながったという効果もみられる。
- ・ 更には、企業等と連携した学校関係者評価や情報公開が実施されることにより、専門学校における様々なタイプの職業教育の可視化にもつながっている。
- ・ 一方、職業実践専門課程について、企業や高等学校関係者等への周知・認知度向上が十分でないといった課題や、企業等との連携において協力を得られる企業等の確保が難しいといった課題もある。
- ・ 認定を受けた学科は約4割程度にとどまっており、認定要件の充足状況について更なる確認を要すると考えられる事例も見られる。認定を受けている学科において、個々の職業実践専門課程の取組の充実を図るとともに、更なる普及を図っていくことが課題となっている。
- ・ 職業実践専門課程は、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を企業等と連携して育成することを制度として位置付けていることを特色としており、企業等との連携等を更に実質化させることにより、専門学校における教育の高度化と発展的な取組を目指すものとして位置づけ、更なる充実を図っていくことが求められる。

3. 職業実践専門課程の充実に向けて

職業実践専門課程の充実のために、P（学修目標の具体化）、D（教育課程の編成・実施）、C・A（学修成果の可視化）を効果的に回していくことが重要である。

（1）学修目標の具体化

学修目標の具体化にあたっては、各分野の特性を踏まえつつ、専門学校がどのレベルまでの人材養成を目標とするかを整理した上で、到達目標を明確化することが必要である。その際、育成人材像を明確化することが重要となるが、個別企業の人材ニーズのみならず、業種や職種、地域性等を鑑みながら、業界全体やその地域において必要とされる人材像を明らかにしていくことが求められる。これにあたっては、まずは取組が進んでいる業界分野や団体の例を参考として示しながら、他に普及させていくことも考えられる。

（2）教育課程の編成・実施

教育課程の編成・実施にあたっては、育成人材像・到達目標を具体的に示しながら、教育目標を明確化し、それを具現化するための教育課程を編成し、実施していくことが必要である。具体的には、以下の観点の見直しが必要である。

① 教育課程編成委員会のあり方

- ・ 企業等との連携により、継続的に教育内容の向上・刷新を図り、人材育成を行っていくことが職業実践専門課程における重要な要素であることから、教育課程編成委員会において、企業等委員から有益な具体的意見を得つつ、適切に教育課程に反映し効果的な運営を図っていくことが必要である。
- ・ 企業等委員の選定にあたっては、業界全体の現状や人材ニーズを的確に把握し、必要

とされる人材像や、人材育成にあたって教育課程編成にどのように反映させることがふさわしいかについて十分な知見をもって、意見を述べるができる委員に参画してもらうことが重要である。その際、関係業界や職種の団体がある場合には、関係団体から適切な委員候補について情報提供を促す仕組みを検討していくことも考えられる。

- ・ 教育課程編成委員会の運営方法等については、企業等委員に対して、事前に教育課程編成委員会での議論を踏まえたカリキュラムへの具体的な反映状況や学生・生徒の学修成果等を十分に共有し、理解を深めてもらった上で、更なる改善意見を求めるなどの取組も有益である。

② 実習・演習等のあり方

- ・ 企業等の要請を十分に踏まえながら、専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携した実習・演習等の充実が求められる。
- ・ 実習・演習等を充実させるためにも、講義形式と異なる演習と実習、実技、実験の違いを例示等により明確にした上で、授業形態や企業等との連携の在り方に関し、連携科目数の目安などの具体的な要件を明確化していくことが必要である。
- ・ コロナ禍の中で、遠隔授業（オンライン授業）を活用しながら、実習・演習等が効果的に行われている事例もあることから、そのような事例を周知しつつ、コロナ後も見据えた「オンライン」と「対面」の授業による教育効果を高めていく手法について更なる検討が必要である。
- ・ 実習・演習等の実施にあたり、より充実した内容となるよう、学校と企業側との日常的な情報共有、学校における事前の学修準備、学内の講義のみでは不十分な重要項目の補完などを実施することも有効である。
- ・ 企業等と連携した実習・演習等に加え、学生・生徒の学修成果の評価にあたっては、企業等側の評価も重要となることから、評価の基準を事前に設定するなどの工夫が有効である。

③ 教職員研修等の在り方

- ・ 職業実践専門課程の意義を十分理解し、更なる充実を図っていくためには、教職員の研修が重要である。
- ・ 特に、専攻分野における実務を当該専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携した、実務に関する知識、技術、技能の修得・向上のほか学生・生徒に対する指導力向上を目的とする組織的な研修の充実が求められる。
- ・ その際、非常勤教員も含めて、より効果を高めるための教員研修の在り方について、更に明確化していくことが考えられる。例えば、今後、文科省においてガイドラインなどを作成し、それも参考にしながら、各学校において教員として身に付けるべき能力を明確化し、それと連動した教員研修計画の策定、専門分野の最先端の知識を得るための研修機会を提供できる企業等の協力確保、個々の教員のニーズを踏まえた研修機会の設定なども有効である。
- ・ また、教員のみならず、事務職員も専門学校の運営において重要な役割を担っており、

事務職員の資質・能力の向上に取り組むことも必要である。その際、各学校自らが研修を実施するだけでなく、関係団体や関係機関とも連携して研修の機会を提供することも考えられる。

- ・ さらに、職業実践専門課程を充実させるため、実務家教員等の配置を求めていくことも今後検討が必要である。

(3) 学修成果の可視化、学校評価及び情報公開

① 学修成果の可視化

- ・ 企業等との連携を円滑に進め、教育内容に対する理解を得ていくためにも学校における学修成果を可視化し、企業等で必要とされる人材を育成していることを客観的に示していくことが重要である。
- ・ その際、継続的な学修の記録を作成し、学修ポートフォリオを活用することや、卒業生に関する進路や就職、初期のキャリア状況等に関する調査や学校に対する満足度調査、就職先企業による卒業生調査を実施しその結果を分析していくことや在校生による授業評価を実施することなども有効である。

② 学校評価

- ・ 職業実践専門課程の認定要件として、学校関係者評価の実施とその結果の公表が求められており、関係者として企業等の役員又は職員の参画が求められている。
- ・ 評価の結果を踏まえて、教育活動と学校運営の改善につなげていくことが重要であり、学校関係者評価の実施を基本としつつ、職業実践専門課程の更なる充実のため、専門学校の特性を踏まえた職業教育における第三者評価の仕組みも参考にした検討が必要である。

③ 情報公開

- ・ 社会の状況や産業が大きく変化し続ける中、専門学校がその教育理念、目的・目標、教育活動や教育内容などを、社会に対し正確かつ積極的に伝えることにより、社会への説明責任の遂行や、教育の質保証・向上、社会からの信頼の獲得、関係業界などとの連携の促進などを実現することが可能になる。
- ・ 修学支援新制度の創設により、専門学校における情報公開も進展しているところであるが、職業実践専門課程の更なる充実のために、情報公開にあたり、更に公開が求められる内容や公開の手法等について分かりやすく示していくことが求められる。
- ・ また、就職率や中退率等の各種データを統一的な基準により比較可能な形で公開していく方を検討していくことも有効である。

(4) 「専門士」との連携

- ・ 現在、①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間(62単位)以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていることの要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「専門士」の称号が付与さ

れている。また、①②の要件は、大学への編入学に係る要件と同様であり、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められる。

- ・ 令和3年3月時点で修業年限2年以上の専門課程のうち9割以上が「専門士」認定を受けているところであり、職業実践専門課程において、試験等による成績評価に基づいて課程修了の認定を行っていることを制度的に担保するためにも、職業実践専門課程の認定の要件として、「専門士」の認定を受けていることを求めることも考えられる。

(5) PDCAサイクルを支える基盤

- ・ 職業実践専門課程の充実に向けたPDCAを回し、職業教育のマネジメントを効果的に発揮するための基盤的要素として、組織的な教職員体制の構築が必要である。
- ・ 各学校においては、それぞれの教育理念や育成する人材像・教育方針を明確にしつつ、教職員の採用・配置・育成・評価を組織的に行うことが求められる。
- ・ また、各教員の授業改善を継続的に行うことにより、授業の質を維持・向上させていくことが重要であるが、組織として研修の機会を確保することや、授業評価の実施とそのフィードバックを実施することなども有効である。このような取組は、常勤教員のみならず非常勤教員にとっても重要である。
- ・ 更に、PDCAサイクルを回していくことは、職業実践専門課程の充実のみならず、専修学校全体の質の保証・向上にも寄与するものである。

(6) 職業実践専門課程充実に向けた具体的方策

- ・ 上記を踏まえ、現行の職業実践専門課程認定の要件について、更なる明確化等を図る必要があるものについて、実施要項の見直し或いはガイドライン等の作成により関係者に分かりやすく示していくことが必要である。その際、現行の専修学校に関わる制度との整合性も踏まえながら検討することが必要である。
- ・ また、職業実践専門課程のフォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。
- ・ 更に、職業実践専門課程の充実を図るため、認定校における更なる高度化等の取組に対して支援を進めていくことが必要である。
- ・ 特に、職業実践専門課程においては、企業等との連携が重要となることから、企業等関係者に職業実践専門課程の制度の意義を理解してもらうことが必要である。また、企業等との連携に関して、地域や分野における特性を踏まえながら、関連業界と連携する手法や卒業生に対しても、その求めに応じて更なる求人先を紹介する取組などの優良事例を示していくことも必要である。
- ・ 高等学校は専門学校への送り出し先となることから、高等学校の教員や学生・生徒、保護者等に職業実践専門課程の制度の意義を周知するとともに、高等学校関係者と専門学校関係者の更なる連携を進めていく中において都道府県における教育委員会や私学担当部局等行政への理解を深めていくことが必要である。
- ・ 職業実践専門課程の充実にあたっては、都道府県との連携が必要であり、私学担当部局における取組を推進する。また、私学担当部局のみならず、教育委員会、産業振興部局、雇用

労働部局等との更なる連携を促していく必要がある。

- ・ 職業実践専門課程認定校においては、地域や大学等を含めた産学連携の取組に積極的に参画し、職業教育のノウハウや教員等の資源・資産を地域貢献に活用してもらうことで、社会的な認知の向上につなげていくことも必要である。

4. 更なる検討が必要な事項

(1) 経営基盤の強化

- ・ 職業実践専門課程の充実と併せて職業教育のマネジメントを確立させるためにも、専門学校全体の経営基盤を強化していくことが求められることから、専門学校においても中期的な事業計画の策定が必要である。特に社会動向や技術の進展に即応すべき職業教育においては、5年程度を見越した中期計画の策定が求められる。
- ・ その際、資産・財務の健全性を保ちながら、必要な資源に対する投資を行い、安定的な学校運営と実践的な教育推進の両立を基本とすることが重要である。
- ・ 更に、経営基盤の強化方策として、連携企業等からの支援などを含めた財源の多様化を検討していくことも必要である。

(2) 遠隔授業の在り方

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き継続することが想定されるが、コロナ後も見据えつつ、教育の質を担保しながら、遠隔授業を効果的に実施していく在り方について検討が必要である。その際、専門学校においては、実習・演習等を行うことが特徴であることから、遠隔授業を実施するにあたり課題も生じることについて留意する必要がある。

(3) リカレント教育

- ・ 人生100年時代においては、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることが重要である。また、コロナ禍によって社会環境が大きく変化していることに伴い、より高度なスキルや創造力を学ぶリスキリングに取り組む社会人が増加傾向にある。専修学校は、リカレント教育機関としても、重要な役割を果たしている所であり、業界団体等との連携体制を構築しながら、引き続き専修学校におけるリカレント教育の充実を進めていく必要がある。

(4) その他

職業実践専門課程の充実を図るための取組を契機として専修学校全体の質の保証・向上に寄与する方策についても、引き続き検討が必要である。